

【地場産品基準】（平成31年総務省告示第179号第5条参考）

以下1～9いずれかに該当すること

1. 上三川町内において生産されたものであること。
2. 上三川町内において返礼品等の原材料の※主要な部分が生産されたものであること。
3. 上三川町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち※主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
4. 上三川町内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5. 上三川町の広報の目的で生産された上三川町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から上三川町の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6. 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合せて提供するものであって、当該返礼品等が※主要な部分を占めるものであること。
7. 上三川町内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が上三川町に相当程度関連性のあるものであること。
8. 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 上三川町が近隣の他の市町と共同でこれらの市町の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの。
 - ロ 栃木県が県内の複数の市町と連携し、当該連携する市町において前各号のいずれかに該当するものを栃木県および当該市町の共通の返礼品等とするもの。

ハ 栃木県が県内の複数の市町において地域資源として相当程度認識されているものおよび当該市町を認定し、当該地域資源を当該市町がそれぞれ返礼品等とするもの。

9. 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

【補足】

・当該原材料が※主要な部分と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち大部分が当該原材料によるものであること等により判断する。また、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記すること。

・地場産品基準 8. については、本要領制定時点では該当なし。